

論題	桜井武兵衛覚書について—内容とその成立背景の検討—
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第32号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2006年(平成18年)3月
判型	JIS-B5(182mm × 257mm)

# 桜井武兵衛覚書について

## — 内容とその成立背景の検討 —

鳥居和郎

### 【キーワード】

戦国時代 後北条氏 結城氏 合戦 覚書

### 【要旨】

「桜井武兵衛覚書」とは、戦国大名後北条氏の家臣であった桜井武兵衛が自身の軍功を記録したもので、後北条氏滅亡後、武兵衛は結城秀康（越前松平家）に仕えたため、天正九年（一五八一）から元和八年（一六二二）までの期間、関東各地、越前の北庄、大坂の陣などの合戦について、短文ながら独自の視点で記述を行っている。また、同陣した武士名が多く記されており、これらの動向がうかがえるなど史料的な価値は高い。しかし、これまで記されている内容の検証や年代の比定が行われてこなかったため、史料としての利用はほとんど行われていなかった。また、本稿ではすでに知られている年未詳九月二十五日付の覚書とは別に存在する年未詳九月十九日付の覚書を紹介したが、これら二通の覚書の記述内容の検証と年代の比定をおこない、いくつかの知見を述べた。さらに覚書の成立の背景やその後の伝達の経緯についても考察を加えた。

## はじめに

「桜井武兵衛覚書」とは、後北条氏の家臣であった桜井武兵衛が自らの戦功を記した記録である。現在、鳥根県松江市の桜井元昭氏の所蔵になるもので、内容は『群馬県史』や『藤岡町史』などで紹介されている。戦国時代を生きた武士が自ら経験した戦陣の様子を記した記録として興味深いものである。しかし、この覚書の価値はそれだけではない。他の史料には見られない事柄が記されており、史料的な価値にも注目する必要がある。しかし、管見の限りではこれまで記述された内容の検証は行われておらず、そのためか史料としての利用もほとんど行われていない状況である。

先頃、桜井家に伝来した文書類とともに覚書の調査を行う機会を得たところ、これまで『群馬県史』などで紹介されていた九月二十五日付の覚書の他に、九月十九日付のものが存在することを知った。二通の覚書の記述は類似するものの、合戦の状況や人名などの情報に若干の差がみられる。本稿ではこれら覚書に記される各記事の内容の検討を行うとともに、覚書作成の背景などについても考察を加えてみたい。

### 一 桜井武兵衛と二通の覚書

覚書の筆者である桜井武兵衛について簡単に述べてみる。永禄二年（一五五九）頃の後北条氏の家臣団を記す『小田原衆所領役帳』<sup>1</sup>には、江戸衆の中に小石川本所方に五十六貫五八一文の所領を有する「桜井」

なる人物がいるが、これは武兵衛の父である桜井左近（のち和泉守の官途名を称す、実名不詳）と同一、あるいは同じ系譜に属する人物とされる。また永禄十年六月、北条氏康は奥津と桜井に武蔵の品川湊（東京都品川区）で米の買い付けを命じたが、この桜井も左近とみられる。これらから桜井氏は江戸に所領を持ち、その周辺で活動を行っていた事がうかがえる。

江戸時代の末に整備された桜井系図は、左近より記され、武兵衛について初名は父と同様左近、実名は元勝、寛永八年（一六三一）七月十七日に七十五歳で死没、法名は春松院日櫻草儀信士などと記す。系図の没年から逆算すると弘治二年（一五五六）の生まれとなる。

武兵衛の史料上での初見は、天正十二年（一五八四）十月四日、父（左近・和泉守）の死去にともない北条氏直より家督の継承を認められた虎朱印状である。<sup>(4)</sup> これ以降、武兵衛が北条氏から受けた所領や軍役に関する文書を年代順に示すと、同十四年七月二十四日に上野の沖之郷（群馬県前橋市）で五十貫文、また十五貫文の同心給が与えられている。<sup>(5)</sup> 同十四年十一月四日には羽柴秀吉との一戦に備え上野国衆の参陣に合わせたの出陣が命じられている。<sup>(6)</sup> 同十六年八月二十六日には沖之郷が無所務となったため（利根川の洪水のためか）替え地として長手郷（同太田市）が与えられた。<sup>(7)</sup> 十七年六月朔日には私領長手郷新宿の諸役が免除され、相應の百姓を住まわせるよう命じられるなど、<sup>(8)</sup> 長手郷の経営と上野国衆として軍役を務める姿をうかがうことができる。

また天正十七年十二月には氏直より小田原城への籠城が命じられ、<sup>(9)</sup>

翌十八年二月頃に小田原城へ入城したとみられ、同年七月の小田原城開城まで籠城戦に加わった。また、氏直は高野山へ流される直前には、武兵衛に対しこれまでの忠節を謝す朱印状を与えている。<sup>(10)</sup> さらに、北条氏滅亡後は結城秀康に仕え、以後、秀康の越前への転封にともない北庄（福井県福井市）に移った。<sup>(11)</sup>

このような経歴を反映し、覚書には後北条氏時代から結城（越前松平）氏時代の軍功が記されている。内容については後述するが、覚書に記されている期間は天正九年（一五八二）から元和八年（一六二二）十二月までの四十一年間で、系図の没年齢から数えると二十五歳から六十六歳までの記録である。最後の戦功が六十六歳であることを考えると、系図に記される没年齢に疑問の念を覚えずにはいられない。だがこの時、十大夫・左介という二人の息子とともに加わっていたことを考えると、武兵衛は同行しただけかも知れず、このように考えると没年齢にさほど大きな誤差はないかもしれない。

ところで覚書は「桜井武兵衛覚書」と通称されているが、九月十九日付のものには「我等はしりめぐり之覚」（写真1）、また、九月二十五日付のものは「我等はしりめぐり之覚書」（写真2）との表題が付けられている。二通の内容は共通する部分が多いが、大きく異なる部分がある。それは十九日付のみに武兵衛のもののみられる花押が据えられていること、二十五日付のみに大坂の陣に関する記述があることである。

料紙はともに楮紙系とみられ、それぞれ寸法の違いはあるが三紙を

継ぐ。また、十九日付のものに据えられる花押と本文の墨色は同様と  
みられ、さらに二通ともに同筆であるため武兵衛が自ら筆を染めたと  
みてよからう。

次に二通の覚書の比較と内容の検討を行うため、それぞれの釈文を  
掲げるが、適宜、読点や並列点を付し、括弧内に注記を加えた。なお、  
比較の便宜のため九月十九日付を「覚書A」、二十五日付を「覚書B」  
とし、それぞれの記事の後には①②③などの番号を付した。

(覚書A) 我等はしりめぐり之覚

一 藤岡おもて二而、さたけ衆と小田原衆

たいぢん之時、すわべ宗右衛門尉・我等鎧はしめヲ

仕候事、①

一新うつの宮・たげ三而、京牢人村井・我等

やりはしめヲ仕候、田代大膳可存候事、②

一 富田三而、うじなお大中寺山ニあかり、見

被申候、富田の宿やぶり、城の門までおしこミ、

鎧仕候事、③

一つくば山ヲ、小田原・まかべ衆もち候所へ、山上

郷右衛門尉・我等さきにおしこミ、ちそく院と

申候寺三而、高名仕候、其時、中山かけゆ・石原

主膳、同前二高名仕候、むすこかけゆも其

時高名仕候事、④

一 ゆふきの田川三而、い<sup>(非懸)</sup>わら殿も打死申候時、

はちかたの安房守馬ヲ入、やり手おい

被申候時、我等かけ、其時、てきへくびとらせ

不申候、其時、松田六郎左衛門尉、我等高名仕候事、⑤

一 松田新六郎、ぎやくしんノ時、い<sup>(非懸)</sup>づみかしら

御番ニおり、湯川おもて三而、仕<sup>(仕合)</sup>やいノ時、

朝比奈又太郎馬ヲ入、いづみかしら衆を

おいくつし、うたせ申候所ニ、我等一人返し、

又太郎ヲ二やりつき申候、それよりおいとまり候、

あまたうたれ申候ニ引取申候、其時、高名

いたし候、瀬戸与兵衛、只今、尾わり之

名古屋ニおり申候事、⑥

一 あしかが三而、草ノ時、朝より昼比まで、しや

い御座候、其時、我等ぬぎ出、はしりめぐり候、

うじなお御かんしよう給申候事、⑦

一 ぬまたの森下三而、藤田大学・我等二人、

一番のりヲいたし、はしりめぐり候事、⑧

一 ミな川ノ大平山ヲ、あしがる衆十かしら

大藤二手ニ被仰付候所ニ、やぶり不得候所ニ、

我等へ安房守被申付候間、上ノ山よりおし

こミ、くびニ・三十とらせ、ごんげんどうヲやき

あげ申候所へ、てきかかり、味方ヲおしくづ

し申候ニ、我等返し一人もうたせ不申  
引申候事、⑨

此外、人なミしゆび合候事、度々、候へ共、不申上候、

一 越前三而、くせノ但馬御せいはいノ時、但馬と

鐘合申候事、⑩

一 ながみ右衛門尉、御せいはいノ時、井上多左衛門尉・ふか沢

長右衛門尉、せめ口へ見しニ參、(候使)多左衛門尉・長右衛門尉なミニ、

鐘四・五度仕候、其時、我等むすこ十大夫・あし

がるかしら松崎弥五介打死仕候、

左介も、井上多左・ふか澤長右高名仕候事、⑪

以上

九月十九日

桜井武兵衛(花押)

**(覚書B)** 我等はしりめぐり之覚書

一 藤岡表ニ而、佐竹衆、小田原衆たい

ぢんノ時、すわべ宗右衛門尉・我等鐘初仕候、其

時、すわべ宗右衛門尉、氏直江被召出、本意仕候事、①

一 新宇都宮・たげと申所ニ而、京牢人

村井・われら、てきニぢしろ二いの鹿之指

物、地きニかりかねの指物、赤く白くの

まゼノ指物さし候者と、鐘仕候、定而

田代大膳見可被申候事、②

一 富田ニ而、氏直、大中寺山へあかり、見物  
被申候、富田之宿ヲやぶり、城之門き

わにて、野中六郎右衛門・富長かけゆ・われら

鐘ヲ仕候事、③

一 筑波山ヲ小田衆・まかべ衆持候所へ、山上

郷右衛門尉・われらおしこみ、知足院と申

寺ニ而、高名仕候、其時、中山勘解由・石

原主膳も高名仕候、其時むすこ之

中山かけゆも高名仕候事、④

一 結城之田川ニ而、井原・はち方ノ安房守

馬ヲ入、せうぶ(勝負)之時、井原打死、安房守

鐘手ヲおい被申候所へ、われらかけすけ、(駆けつけ)

てきへくびとらせず、われら高名仕候、

其軍ニ松田手へ多くくび取申候、其時、

松田六郎左工門尉、うい高名仕候事、⑤

一 とくらニ而、松田新六郎逆身之時、泉

かしら御番ニおり、湯河表ニ而、かけ合

之時、朝比奈又太郎馬ヲ入、泉かしら

衆ヲおいくづし、うたせ申候所ニ、われら

一人返し、又太郎ヲ二鐘つき申候、それより

おいとまり候、其時、高名仕候、瀬戸与兵衛

と申者、唯今、尾張ノ名古屋ニおり申候事、⑥

一 足利三而、くさノ時、朝より昼比まで仕合

御座候、其時、われらはしりめぐり候、

氏直、御かん状ヲ持ち候事、⑦

一 沼田之森下二而、藤田大学・我等貳人、

壹番のりヲいたし、城ヲおとし申候事、⑧

一 皆川之太平山ヲ、あしがる衆十頭大藤貳

手ニ被仰付候所ニ、やぶり不得候、其時はち

方の安房守、われらニ被申付候間、上ノ山

よりおしこミ、くびニ・三十とらせ、ごんげんとうヲ

やき、引のけ申候所へ、てきくいつき、味方ヲ

おしくずし申候所ニ、われら返し、壹人も

うたせず引上申候事、⑨

一 越前三而、久世但馬、御せいはいノ時、ながや

之かうし之内へ、ミわのことの介・われら

おしこミ鐘仕候事、⑩

一 永見右衛門尉、御せいはいノ時、井上太左衛門尉・

ふか沢長右衛門尉、せめ口へ見使へまいり、太左衛門尉・

長右衛門尉なミニニ、鐘四・五度仕候、其時われら

むすこ十大夫・あしがるかしら松崎弥五介

打死仕候、井上太左衛門・ふか沢長右衛門尉・我等

子三而候左介高名仕候事、⑪

一 大坂三而、四日ノ日、越前衆城へむたひニかかり、

手おい、死人多く候所ニ、われらとはり

きわまであげニまいり、土屋左馬介おさ

ない三而、とはりへ付申候ヲ引のけ申候、其時

矢・鐵炮しげき所へ、出羽守被參下知

被致候事、⑫

此外、人なミニしゅびヲ合候事、度々、

多御座候へとも、不申上候、

九月廿五日 桜井武兵衛

以上のように武兵衛が関わった合戦などについて、戦功の場所、その内容、証人となる人名などが記される。合戦の描写は体験に基づくこともあつて臨場感に富んでいる。覚書AとBの内容は若干の差違はあるもののほぼ同様であるが、二十五日付（覚書B）の方が記述が詳細で、仮名書きを漢字に直している箇所も多く、あきらかに日付のとおりに後に記された特徴を示す。また、覚書Bの方のみに大坂の陣（⑫）に関する記述があるのも同様の理由であろう。また、①から⑫までの各記事は思い付くまま記したと思われ、順序は年代順ではなく前後する箇所も少なくない。

## 二 各記事の検証とその年代について

ここでは二通の覚書に記されている各記事の内容の検討と、併せて年代の比定を行いたい。前節で述べたとおり覚書Bの方が情報量が多

いが、覚書Aのみに記されている事柄もあるため、双方の記事を併せて行うこととする。

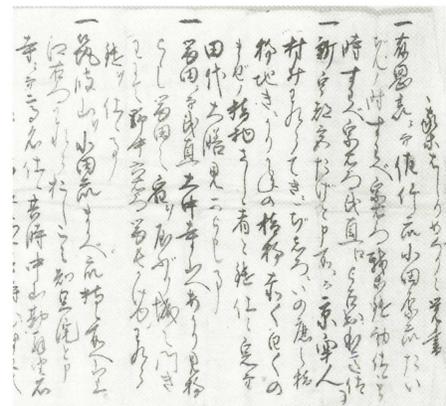
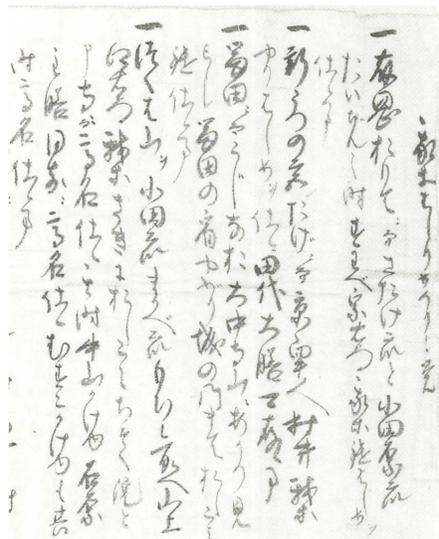
①には藤岡（栃木県藤岡町）における北条勢と佐竹勢の対陣の際、武兵衛と諏訪部宗右衛門尉の「鏖初」の戦功を記している。「対陣」の文言からも天正十二年（一五八四）五月から七月下旬まで続いた沼尻（同）における長期の対陣に関する記述とみられる。覚書Bにはこの合戦で諏訪部宗右衛門が氏直に召し出され、本意を遂げたことが加えられている。諏訪部は『所領役帳』の御馬廻衆にみられる諏訪部惣右衛門<sup>13</sup>であろう。

②は「新宇都宮・たげ」の地名から年代と場所を推定することが出来る。天正十三年（一五八五）九月、北条氏の攻撃を受けた宇都宮国綱は本拠の宇都宮城（栃木県宇都宮市）から退去し、新しく築いた多気山城（新宇都宮とよばれた）<sup>14</sup>で対抗したため、同城での合戦とみられる。武兵衛は京浪人の村井と共<sup>15</sup>に鏖合戦を行い、田代大膳<sup>16</sup>が証人であるとする。また覚書Bには「地白に猪」、「地黄に雁」、「赤白の交じ

り」など敵方の指物について詳細な記述をおこなっている。この頃、北条氏に敵対していた真壁氏は猪の指物を用いていたとされるが、武兵衛は真壁氏所縁の人物と対戦したのであろうか。

③には「富田」「大中寺山」の地名がみえるが、これらはいずれも栃木県大平町に所在する。また、大中寺は平安時代から続く古刹として知られるため、北条氏直は同寺の見物（高所からの偵察を兼ねてか）を行ったのであろう。富田城は城内に城下集落が形成されていたためか内宿の地名が残っており、武兵衛の「富田の宿やぶり城の門までおしこミ」（覚書A）の記述はこれを裏付けるものとして興味深い。また、武兵衛は城門まで攻め入り野中六郎右衛門や富長かげゆとともに鏖合戦をおこなったとする。野中についての詳細は不明であるが、富長は氏邦の家臣に富長勘解由がおり同一の人物とみられる。年代については氏邦や氏照が下野の足利、佐野方面への出陣を行った天正十二年（一五八四）二月から四月頃とみられる<sup>21</sup>。

④は筑波山（茨城県つくば市）における北条勢と小田衆・真壁衆との合戦を記す。この時、武兵衛は山上郷右衛門<sup>22</sup>とともに、同山中腹にある知足院中禅寺（筑波山神社別当）で「さきにおしこミ」、つまり先駆けを行ったことを記す。北条氏が筑波山で合戦を行ったことを伝える史料としては笠間綱家の年未詳孟夏二十六日付の書状が知られるが、北条側の史料としてはこの覚書が唯一であろう。





(安房守)が勝負に出て、井原は討死し、氏邦は鎧で手負いをうけたが、武兵衛が駆けつけ難を救ったとする。この合戦では北条方の松田の手勢が敵の首を多く取り、また、松田六郎左工門尉<sup>(28)</sup>が初めて高名をあげたと記す。この年代については、氏邦の下野方面への出陣から<sup>(3)</sup>と同様に天正十二年二月から四月頃とみられる。また、氏照・氏房などが下野方面に出陣した天正九年夏頃の可能性もあるかもしれない。<sup>(29)</sup>

⑥は天正九年(一五八一)十月、駿河の徳倉城(静岡県清水町)の城将、松田(笠原)新六郎が武田氏へ内応したため城は武田方となり、この頃、武兵衛は徳倉城近くの泉頭城(同)に番衆として在城していたため、徳倉城の奪還をめぐる合戦に加わった事を記したものである。徳倉城近隣の湯川(同)における合戦では敵方の朝比奈又太郎<sup>(30)</sup>が騎馬で泉頭衆を追い崩しているところ、武兵衛が一人とって返し、又太郎に二鎧突く高名をあげたと記す。覚書Aには敵の首をとった事を記しているが、覚書Bにはこの事は記されていない。記憶違いなどで誤って記し、後に削除したのであろうか。また、証人として瀬戸与兵衛<sup>(31)</sup>の名をあげ名古屋に所在する事を記すが、本覚書が記された寛政頃以後北条氏の遺臣たちが消息を交わしていることがうかがわれ興味深い。

⑦は天正十八年(一五九〇)正月二十四日に足利(群馬県足利市)で、武兵衛が伏兵を務め、朝から昼に及ぶ合戦を行い、その戦功に対し氏直より感状を与えられたとする。他とは異なり証人となる人名が記されていないのは、それを証明する感状を所持するからであろう。なおここで述べられている感状は現存する。<sup>(32)</sup>

⑧は武兵衛と藤田大学<sup>(33)</sup>が、沼田領の森下城(群馬県昭和村)であげた一番乗りの戦功を記している。森下城は沼田城(同沼田市)を取りまく城郭群の一つで、北条氏は天正十年十月と十三年九月沼田領に侵攻し森下城を攻め落としているため、いずれかの年であろう。

⑨は皆川領の大平山(栃木県佐野市)での戦功を記す。初め足軽衆の大藤<sup>(36)</sup>に大平山の攻略が命じられたが果たせず、北条氏邦は攻撃を武兵衛に命じ、武兵衛は「上ノ山」より攻め入り敵兵を討ち取り、権現堂を焼き引き上げたが、敵方の逆襲により味方が崩れかけた時、武兵衛が引き返しこれを立て直し、一人も討たれることなく無事引き上げたとする。天正十二年(一五八四)二月から四月にかけて、氏邦や氏照は下野へ侵攻したが、この時の合戦の様子であろう。なお軍記物的な性格のため史料としての利用には制約が感じられるが、『皆川正中録』には天正十二年に北条方が大平山の山上の建物を焼き払ったと解釈できる記述が見られる<sup>(37)</sup>。本覚書の記事と関連する内容であり、『皆川正中録』の史料的評価を行う際には重要な箇所といえる。

⑩北条氏の滅亡後、武兵衛は結城秀康に任せ、秀康の転封にともない越前の北庄へ移動、鉄炮組頭として五百石が給せられた。<sup>(38)</sup>慶長十二年(一六〇七)閏四月、秀康は死去、嫡男の忠直が家督を継承した。同十七年十月、重臣の今村盛次と本多富正の対立などを原因として、本多派の久世但馬が討たれる事件が発生した(久世但馬騒動)。この対立は越前松平家を二分する騒動となつてゆくが、武兵衛は今村派に属したとみえ「ミわのことの介」<sup>(39)</sup>(覚書B)とともに長屋の格子の中に押

し入り、但馬方と鏑を合わせた事を記す。

⑪には元和八年（一六二二）十二月の松平忠直による重臣永見右衛門（母は家康の従妹）の成敗について記される。この時、忠直は井上多左衛門<sup>(40)</sup>、深沢長右衛門<sup>(41)</sup>を検使として、また、武兵衛と息子の十太夫<sup>(42)</sup>、左介<sup>(43)</sup>など多くの家臣を討討に遣わした。この時、十太夫は足軽頭の松崎弥五介とともに討死、左介は井上や深沢とともに高名を上げたとする。

⑫の記事は覚書Bのみに記されている。福井藩の通史として知られる『国事叢記』には、慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣における十二月四日の越前衆の戦いを載せるが、これによると忠直軍は先陣を競い大坂城の城壁にとりつき、城内からの激しい攻撃にさらされ大きな被害を蒙ったとする。覚書Bにも「四日の越前衆、城に無体にかかり手おい、死人多く候」とこの状況を記している。また、武兵衛は負傷者の救出のため敵陣近く迫ったこと、土屋左馬介<sup>(45)</sup>が思慮なく接近したことなど細かな描写を加えている。

また、本覚書には記されていないが、『国事叢記』には大坂の陣で忠直の軍勢があげた首の記録を載せ、その中に「頭一、桜井甚之介、右高名仕罷帰候を見申者、早川茂右衛門・井上太左衛門、甚之介書出ニ者無之候得共、妹尾九郎治・野本勝三郎見申由書付上申候」との記述がみられる。桜井系図には武兵衛の二男に同名の人物がいる。しかし、同人の履歴の記事には⑪の久世但馬成敗に関するものはあるが、大坂の陣に関するものはない。しかし同系図の三男市十郎の記事に大坂の

陣で敵を討ち取った旨が記されている。系図と『国事叢記』の記事に差異がみられるが、それぞれ記述の内容を検討すると、大坂の陣で軍功をあげたのは甚之介とみられ、系図は人名とその履歴の記事に入れ違いがあるようである。

覚書の記事の概要は以上のとおりである。なお覚書Aは⑨の項目の後に「此外、人なミしゅび合候事、度々、候へ共、不申上候、」と、また覚書Bには⑫の項目の後に「此外、人なミしゅび合候事、度々、多御座候へとも、不申上候、」と記す。これは記述した以外にも人並みの武功はあるが、いちいち申し上げないと意であるが、覚書Aでは後北条氏時代と越前時代の間はこの文言を挿入している。

また、いずれの記事にも年紀が記されていないが、大部分については他の史料類からその年代をうかがう事が出来る。すでに文中で年代比定を行ったが、改めて順番に記すと、①は天正十二年の五月から七月、②は天正十三年九月頃、③は天正十二年二月から四月頃、④は天正十二年三月または四月、⑤は天正十二年二月から四月頃（あるいは同九年夏頃の可能性もあろう）、⑥は天正九年十一月から二月頃、⑦は天正十八年一月、⑧は天正十年十月、あるいは同十三年九月、⑨は天正十二年二月から四月頃、⑩は慶長十七年十月、⑪は元和八年十二月、⑫は慶長十九年十二月とする事が出来るのではなからうか。

### 三 覚書の史料の側面について

今日まで伝えられた戦国期の史料の大部分を占めるのは大名側が発

給した文書である。しかし、武兵衛の記した覚書はその成り立ちからうかがえるように、情報の質や内容は大名側が発給した文書とは大きく異なる。短文の中に前述のごとき文書には見られない多数の武士の名前や合戦の状況が具体的に記されているため、我々に豊富な情報を与えてくれる。それらを二、三述べてみたい。

これまで史料の上に桜井武兵衛が登場するのは、天正十二年（一五八四）十月四日付の父和泉守の死去にともなう家督継承に関する北条家の朱印状が初見であった。<sup>46</sup>しかし、⑥はそれに先立つ同九年十月頃に泉頭城に在城し、徳倉城回復の合戦に加わっていたことがわかる。また、この頃、駿豆国境付近には鉢形城主北条氏邦が出陣していたとみられるが、<sup>47</sup>天正十二年二月から四月と年代比定を行った③⑤⑨などにも氏邦や氏邦の家臣の名前を見ることが出来る。氏邦は上野国衆の指南を行っていたことを勘案すると、武兵衛の駿豆国境付近の活動は、上野国衆の一員として行われていたとみられ、桜井氏と上野国との関係は天正十四年七月に武兵衛が沖之郷に所領を得た頃に始まるのではなく、<sup>48</sup>すでに父和泉守の代からであることがわかる。江戸衆として江戸に所領を有していた和泉守が、上野国へ移った背景には、北条氏が上野支配を貫徹させるため、家臣団の再編を行ったためであろう。

足軽衆筆頭の大藤氏に関する記述も見逃すわけにはいかない。これまでも史料から大藤氏の活動の広さをうかがうことができるが、⑨から皆川領の大平山での活動を知ることができる。また、「あしがる衆十かしら大藤」（覚書A）と武兵衛は記すが、大藤氏が率いる足軽衆が十

の軍団に分かれている事を示唆するものとして興味深い。

さらに、③からうかがえる富田城の内宿に関する記述。④により小田氏が北条氏から離反した時期の確定。また、戦国時代の軍功についても、敵を討ちとる「くび取り」⑨、「鏑初め」①②や「先に押し込み」④⑧など記される先駆けなどと並び、味方の窮地を救ったとの記述⑤⑥⑨も多く、これも軍功と認識されていたことがうかがえる。

この他にも、覚書の各所に見られる口語的な表現や、この時代の特徴を示すとみられる表記などは国語学の資料としても活用できるのではなからうか。まだまだ覚書が与えてくれる情報はあがるが、与えられた紙面の都合もあるため、それらについては後日、別稿にて行うこととしたい。

#### おわりに

戦国時代の関東で戦った武士が、江戸時代に自らの軍功を書き綴った記録は、「桜井武兵衛覚書」の他にも「辻加賀守高名之覚」<sup>49</sup>「野口豊前戦功覚書写」<sup>50</sup>「猪俣能登守覚書」<sup>51</sup>などが知られる。いずれも軍功を立てた年紀は記されず、年次の順は不同で、証人となるべき人名を記す事など共通する表記をとる。おそらく合戦後に自身の軍功を申告する際の形式にならったためであろう。また、印、花押、充名などを備えるものもあり、これらからも藩などへの提出を目的とした事がうかがえる。

つぎに武兵衛が覚書を作成した背景について考えてみたい。越前松平家二代の忠直は不行跡のため元和九年（一六三三）に改易され、いったん嫡男光長が越前六十八万石を継承した。しかし、翌寛永元年四月、光長は北庄から越後の高田（新潟県上越市）に二十五万石で移封、代わりに二男忠昌が高田（二十五万石）から北庄に五十万石で移り、三男直政は上総の姉ヶ崎（千葉県市原市）一万石から越前の大野に五万石で配されるなど、越前の支配関係に大きな変化が訪れた。『国事叢記』に光長の転封に関する記事がある。「越後高田城拝領、応知行人数可在義也、因茲老臣之外大身小身、近習、外様ニ不限、望次第可参越後、無遠慮以書付可申上」とあり、これまで越前松平家に仕えていた家臣は、光長の石高の縮小をとまなう越後への移封、また石高の増加により北庄に入封する忠昌の存在などにより、様々な選択を余儀なくされたことは想像に難くない。

この記事の後に光長に附従する家臣名が記され、その中に「桜井武兵衛五百石」と武兵衛が越後移転を志したことがわかる。光長は越後移転後、新規の家臣などの採用もあり、家臣へ軍功の書上を提出させ、武兵衛も後に「桜井武兵衛覚書」と称される軍功の覚書を作成したのではなからうか。

なお余談ながら、桜井系図によると武兵衛は寛永八年（一六三二）に病没したとする。越後への移転から七年後でありこの年にさほどの疑問はない。しかし武兵衛の覚書と桜井左近、武兵衛父子に充てられた後北条氏関係文書などの伝来に関わったのは、越前大野藩に仕官し

た武兵衛の息子（おそらく二人）の家系であるため、武兵衛が越後の高田で死去し、没後に文書類が大野に移動したのか、それとも生前に高田を辞して大野に行きそこで死去したのか、興味が持たれるところである。

また、大野藩主直政は寛永十年に信濃の松本へ、そして同十五年に出雲の松江へと転ずるが、それにとまなない武兵衛の子たちも移動した。出雲に転封後の松江藩士の様子を「松平直政給帳」からみると、「大番貳番百五十石桜井曾之助」「大番三番四百石桜井源次郎」と二名の桜井姓の人物を確認することができる。

桜井系図には武兵衛の五男として源治（次）郎の名がみられ直政に仕官した事を記す。曾之助の名前は同系図には見られないが、十一男の祖兵衛の履歴の記事に直政に仕え大番を務めたこと、石高は百五十石など、曾之助との関連をうかがわせる記述であるため曾之介と祖兵衛は同一人物の可能性があろう。また、系図によると源次郎の系譜は絶家となるため、祖兵衛（曾之介）の家系が武兵衛の所持した文書を継承したのであろう。

このように武兵衛の覚書を含む戦国期の桜井文書は、相模の小田原、上野の新田、下総の結城、越前の北庄、越後の高田、越前の大野、信濃の松本、出雲の松江へと伝達されていた。従来、北庄から直接、松江に移転したと考えられていたが、想像を超える複雑な移動が行われたのであった。後北条氏関係文書の中でも、桜井文書は保存状態が極めて良好な史料群として知られているが、この伝達の経路を思うと、

よくぞあのような状態で伝達されたと驚きを禁じ得ない。現在、これらの文書は当館で保管されているが、その任にあたる者として、伝達に関わった多くの人々の努力を思うと、改めてその責任の重さを覚えるが、それとともに、今後これらの文書が広く活用され、戦国社会の解明に資するよう念じながら攔筆することとしたい。

#### 追記

桜井元昭氏には文書の調査、その後の当館への寄託など様々な高配を給わり厚く御礼を申し上げます。また、佐藤圭氏と千田孝明氏には種々ご教示を頂いた。写真については当館井上久美子氏のお世話になった。これらの方々にも厚く御礼を申し上げます。

#### 註

- (1) 佐脇栄智校訂『小田原衆所領役帳』七二頁。
- (2) 『戦国遺文』後北条氏編、第二卷、一〇二五号文書。
- (3) 江戸時代に桜井兼之助(天保八年生れ)が編纂したもので、同系図は天正十二年に死没したとみられる桜井和泉守(左近)より記される。
- (4) 『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、二七二六号文書。
- (5) 『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、二九八一号文書。
- (6) 『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、三二二〇号文書。
- (7) 『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、三四五八号文書。
- (8) 『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、三四五九号文書。

(9) 『戦国遺文』後北条氏編、第四卷、三五六五号文書。

(10) 『戦国遺文』後北条氏編、第五卷、三九二三号文書。

(11) 結城秀康知行充行朱印状、慶長六年正月九日付(桜井文書)によると、北庄で五百石の知行が与えられている。また北庄に移転した秀康の家臣団は「結城秀康給帳」からうかがうことが出来るが、御鉄砲頭衆の中に「五百石 武威国 桜井武兵衛」と記される(『福井市史』資料編4、一九〇頁)。

(12) 『藤岡町史』資料編、古代中世、一八七号文書。

(13) 佐脇栄智校訂『小田原衆所領役帳』四〇頁。また、『戦国遺文』後北条氏編、第二卷、一三九九号文書には、永禄十三年四月七日、氏康とみられる人物が松原神社の供僧の西光院に祈禱を依頼し、その布施の事を諏訪部と中村に担当させている。この人物は惣右衛門と同一、あるいは同じ系譜の人物とみられる。

(14) 『大日本史料』第十一編之二十、四十頁「結城晴朝書状写」天正十三年九月四日(歴代古案九)。

(15) 現在のところ詳細は不明。

(16) 現在のところ詳細は不明。

(17) 真壁町歴史民俗資料館『真壁氏と真壁城』二五頁、平成六年。

(18) 『角川日本地名大辞典』9 栃木県、「富田城」の項。

(19) 現在のところ詳細は不明である。後北条氏関係文書には上総の鋳物師として同姓の人物がみられるが関係についてはわからない。

(20) 『群馬県史』資料編、中世三、三五九二号文書。

(21) 『藤岡町史』資料編、古代中世、二九三頁。「辻加賀守高名覚書写」には、

辻の藤岡表へ出陣（天正十二年）を記すが、文中に「北条安房守ニ奉公仕候中」とあり、氏邦の下野方面への出陣がうかがえる。

- (22) 北条氏直の側近、天正十二年（一五八四）三月氏直より上野の松井田（群馬県松井田町）のうちで百貫文の地を増された。また、同十三年から十八年まで虎印判状の奉者を務めた。

- (23) 『筑波町史料集』第8篇 四九四号文書。笠間綱家が那須氏に送ったこの書状には「南軍之模様、去廿二、小田領被打散、廿三、筑波乱入、知足院放火」と北条軍の筑波山における行動を報告している。

- (24) 『筑波町史』上巻、三五二頁。

- (25) 北条氏照の家臣に中山勘解由左衛門（実名は家範）がいる。この人物とみられる。

- (26) 『戦国遺文』後北条氏編、第五巻、三九二号文書。年月未詳の北条氏照書状に石原主膳の名が見られる。

- (27) 岩槻城主太田（北条）氏房の家臣に井原主税助（『戦国遺文』第三巻二一八九号文書）、井原土佐守（『戦国遺文』第四巻三三九〇号文書）など井原姓の人物がいる。これらと同じ系譜に連なる人物とみられる。

- (28) 天文十二年（一五四三）、北条氏康は相模などで検地奉行をおこなったが、この時、松田六郎左エ門尉と中村小四郎が検地奉行を務めている（『戦国遺文』第一巻、二三八号文書）。この松田の子孫とみられる。

- (29) 『戦国遺文』後北条氏編、第三巻、二二四九号文書など。

- (30) 今川氏滅亡後、武田氏に仕えた人物であろう。大永年間に今川氏の重臣に朝比奈又太郎がいるが、関係は不明である（『静岡県史』資料編第七巻、

九一六号文書

- (31) 現在のところ詳細は不明。

- (32) 『戦国遺文』後北条氏編、第五巻、三六三七号文書。

- (33) 藤田大学とは、年未詳の七月十二日に北条氏邦の家臣とみられる木部兵右衛門尉に書状をあてた藤田大学邦綱がいる（『戦国遺文』後北条氏編、第六巻、四七八六号文書）。この人物と関連がうかがわれるが、邦綱と同一人物ならば氏邦の家臣であろう。

- (34) 『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、二四九六・二四九七号文書。

- (35) 『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、二八五五号文書。

- (36) 北条氏の家臣で相模国中郡の郡代、田原城城主、諸足軽衆統率者を務める家系。天正十二年の段階では政信（天正十四年死去）であろう。天正九年八月、上野の天神山城（群馬県月夜野町）での戦功により氏直から感状が与えられた。また、同年十一月には駿河の興国寺城を攻撃する武田勝頼軍を迎え戦功をあげた。十年八月には甲斐で徳川家康軍と対陣、十一年十二月には富岡氏救援のため上野に派遣され、翌十二年六・七月には古海（群馬県大泉町）に出陣など各地を転戦した。

- (37) 下野郷土史研究会編『皆川正中録』全五巻、昭和十一年。

- (38) 結城秀康知行宛行朱印状 慶長六年正月九日付（桜井文書）。また、結城秀康給帳（『福井市史』資料編四、一九〇頁）にも同様に記される。

- (39) 現在のところ詳細は不明。

- (40) 『国事叢記』（福井県立図書館・福井県郷土誌懇談会翻刻・刊行）に名前を見ることが出来る。なお、同記は福井藩の通史といわれるもので、藩士

の田川清介が著した（弘化三年序文）。

(41) 注40と同じ。やはり深沢の名前を見ることが出来る。

(42) 桜井系図には嫡男とする。

(43) 桜井系図には四男とする。だが二男と記される甚之助の履歴の記事に久世但馬成敗に関する記事があるため、二男と四男の人名が入れ替わっている可能性がある。

(44) 『国事叢記』には大坂冬の陣における忠直軍の陣容が記され、この中に武兵衛の名前をみることが出来る。著者の田川清介はこの陣容について、「甚難為信用」であるが「越州庸等秘為家宝、仍難打捨爰記」と、注記を加えるなど慎重な態度をみせる。しかし、武兵衛に関する記述は「桜井武兵衛、五百石、足軽二十五人」とあり「結城秀康給帳」に見える石高と同じである。なお桜井系図には「五百石、足軽三十人御預被成候」とほぼ同様に記す。

(45) 現在のところ詳細は不明。

(46) 注4と同じ。

(47) 『戦国遺文』後北条氏編、第三卷、二二九二・二二九七号文書。

(48) 注5と同じ。

(49) 『藤岡町史』資料編、古代中世、二九三頁。

(50) 『結城市史』第一卷、古代中世史料編、二八二頁。

(51) 『群馬県史』資料編、中世三、一〇六九頁。

(52) 『新修島根県史』史料篇、二、一一四頁。